奈良町からくりおもちゃ館に係る奈良市指定管理者選定委員会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、奈良市指定管理者選定委員会規則（平成２７年奈良市規則第１９号）第１１条の規定に基づき設置する奈良町からくりおもちゃ館に係る奈良市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成１９年奈良市条例第４５号）第２９条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

（開催の周知）

第３条　公開する会議の開催は、原則として、会議開催の７日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、観光戦略課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページに掲載することにより周知するものとする。

⑴　会議の名称

⑵　開催日時

⑶　開催場所

⑷　議題

⑸　傍聴を認める者の定員

⑹　傍聴の申込方法

⑺　問い合わせ先

（傍聴の手続）

第４条　会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の３０分前から１５分前までの間に、傍聴受付簿（別記第１号様式）に住所及び氏名を記入し、申し込むものとする。

２　傍聴券（別記第２号様式）は、先着順に発行するものとする。ただし、傍聴受付簿に記入した者の数が、前条第５号に定める定員を超える場合は、奈良町からくりおもちゃ館に係る奈良市指定管理者選定委員会委員長（以下「委員長」とする。）の定める方法により交付できるものとする。

３　傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

４　傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

（入場の禁止）

第５条　次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

⑴　酒気を帯びていると認められる者

⑵　会議の妨害になると認められる物品を携帯している者

⑶　前２号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人が守るべき事項）

第６条　傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

⑴　みだりに傍聴席を離れないこと。
⑵　傍聴席において発言しないこと。
⑶　議事に対する批評又は可否を表明しないこと。
⑷　鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
⑸　私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
⑹　飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
⑺　写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
⑻　他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
⑼　前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第７条　傍聴人は、委員会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

２　傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第８条　傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

（傍聴人への資料配布等）

第９条　傍聴人には、会議次第その他委員長が必要と認めた資料を配布するものとする。

（会議録の作成）

第１０条　委員会の会議録は、会議の公開又は非公開にかかわらず、要点筆記方式で作成するものとする。

２　会議録は、委員長及び委員長の指名する委員１人の署名により確定する。

３　会議を公開した場合には、会議録の確定後に、第１項の会議録を観光戦略課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くものとする。

４　会議を公開しなかった場合には、会議録の確定後に、会議の概要を作成し、当該会議の概要を観光戦略課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くものとする。

５　第１項の会議録又は前項の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くものとする。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要領は、令和８年９月１６日から施行する。

別記

第１号様式（第４条関係）

第　回奈良町からくりおもちゃ館に係る奈良市指定管理者選定委員会

整理番号＿＿＿＿＿＿

傍　聴　受　付　簿

	氏　名	住　所
１		
２		
３		
４		
５		
６		
７		
８		
９		
１０		

第２号様式（第４条関係）

（表）

第　回奈良町からくりおもちゃ館に係る奈良市指定管理者選定委員会

整理番号＿＿＿＿＿＿

傍　　聴　　券

奈良町からくりおもちゃ館に係る
奈良市指定管理者選定委員会

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。
※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

（裏）

【注意事項】

⑴　所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
⑵　会議場において発言しないこと。
⑶　議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
⑷　鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
⑸　私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
⑹　飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
⑺　写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
⑻　他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
⑼　前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。